

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁組織犯罪対策部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁丁組一発第234号
令和5年5月8日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
組織犯罪対策第一課長

ストックヤード運営事業者登録からの暴力団排除の推進について（通達）

ストックヤード運営事業者登録規程（令和5年国土交通省告示第157号。以下「規程」という。）が告示され、再び搬出することを目的に、外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場所の運営を行う事業者（以下「ストックヤード運営事業者」という。）の登録に係る欠格事由に暴力団排除条項が整備され、令和5年5月26日に施行されることに伴い、警察庁においては、暴力団排除を推進するため、国土交通省と協議の上、別添1「ストックヤード運営事業者登録からの暴力団排除に関する合意書」のとおり合意し、同日から運用を開始することとしたので、各都道府県警察においては事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本件に関しては、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から別添2「ストックヤード運営事業者登録からの暴力団排除について」（令和5年5月8日付け事務連絡）が発出されているので、参考とされたい。

記

1 排除対象者

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に掲げる暴力団員又は同号に掲げる暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）（規程第5条第5号）
- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が暴力団員等に該当するもの（規程第5条第7号）
- (3) 法人でその役員等又は支配人のうちに暴力団員等に該当する者のあるもの（規程第5条第8号）
- (4) 個人でその支配人のうちに暴力団員等に該当する者のあるもの（規程第5条第9号）
- (5) スtockヤード運営事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれのあると認めるに足りる相当の理由がある者（注）（規程第5条第10号）
- (6) 暴力団員等がその事業活動を支配する者（規程第5条第11号）
- (7) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者（規程第5条第12号）

(注) 「ストックヤード運営事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれのあると認めるに足りる相当の理由がある者」とは

- ① 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員を利用している者
- ② 暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- ③ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ④ 暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているもの

2 都道府県警察の対応

(1) 照会に対する回答

ストックヤード運営事業者の登録又は更新の申請若しくは登録事項の変更に係る届出における審査及び確認を行う場合その他必要がある場合は、ストックヤード運営事業者の登録を受けようとする者又はストックヤード運営事業者（以下「登録申請者等」という。）が上記1の排除対象者に該当するか否かについて、地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局におけるストックヤード運営事業者の登録を担当する課の長（以下「建設産業担当課長」という。）から登録申請者等の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長（以下「暴力団対策主管課長等」という。）に対し、文書及び電磁的記録媒体により照会が行われる。照会を受けた暴力団対策主管課長等は、必要に応じ、更に資料等の提出を求めた上、建設産業担当課長に対し、合意書別記様式第2号により速やかに回答すること。

(2) 通知

暴力団対策主管課長等は、2(1)による照会以外で、登録申請者等が上記1の排除対象者に該当すると認められる事実を確認した場合は、当該申請者等の所在地を管轄する建設産業担当課長に対し、合意書別記様式第3号により速やかに通知すること。

3 保護対策

地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局におけるストックヤード運営事業者の登録を担当する課の職員等関係者に対する危害が予想される場合には、有事の際の対応要領等について、積極的に助言及び指導を行うとともに、保護対策の必要性についても慎重に検討し、適切な措置を講ずること。

別添2は省略

別添 1

ストックヤード運営事業者登録からの暴力団排除に関する合意書

警察庁丁組一発第 233 号
国 不 建 技 第 3 号
令 和 5 年 5 月 8 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長
宇田川 佳 宏

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
岩 下 泰 善

ストックヤード運営事業者登録規程（令和 5 年国土交通省告示第 157 号。以下「登録規程」という。）における暴力団排除に関する条項に基づき、ストックヤード運営事業者からの暴力団排除を徹底するため、警察庁と国土交通省は、都道府県警察（以下「警察」という。）と地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局におけるストックヤード運営事業者の登録を担当する課（以下「建設産業担当課」という。）との間での業務運用について、下記のとおり合意する。

記

1 合意書の趣旨

建設産業担当課は、ストックヤード運営事業者の登録又は更新の申請若しくは登録事項の変更に係る届出における審査及び確認を行う場合その他必要がある場合は、警察に対して、ストックヤード運営事業者の登録を受けようとする者又はストックヤード運営事業者（以下「登録申請者等」という。）が排除対象者に該当するか否かについて照会するものとする。また、警察は、建設産業担当課からの照会に対して当該登録申請者等が排除対象者に該当するか否かについて回答するものとする。

2 排除対象者

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に掲げる暴力団員又は同号に掲げる暴力団員でなくなった日から 5 年を

経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が暴力団員等に該当するもの
- (3) 法人でその役員等又は支配人のうちに暴力団員等に該当する者のあるもの
- (4) 個人でその支配人のうちに暴力団員等に該当する者のあるもの
- (5) スtockヤード運営事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれのあると認めるに足りる相当の理由がある者（注）
- (6) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (7) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

（注） 「ストックヤード運営事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれのあると認めるに足りる相当の理由がある者」とは

- ① 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員を利用している者
- ② 暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- ③ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ④ 暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているもの

3 照会及び回答の要領

(1) 照会

建設産業担当課の長（以下「建設産業担当課長」という。）は、登録申請者等の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長（以下「暴力団対策主管課長等」という。）に対し、登録申請者等が2の排除対象者に該当するか否かについて、文書（別記様式第1号）に加え、当該登録申請者等（当該登録申請者等が法人等であるときはその役員等）の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別等をエクセルのファイル形式（別記様式第1号別添）により記録した電磁的記録媒体（CD-R等をいう。以下同じ。）により照会するものとする。

(2) 回答

暴力団対策主管課長等は、当該登録申請者等が排除対象者に該当するか否かを確認し、該当の有無について、建設産業担当課長に対し、速やかに文書（別記様式第2号）により回答するものとする。

なお、暴力団対策主管課長等は、排除対象者に該当するか否かの確認に際して、より詳細な情報が必要となる場合は、建設産業担当課長に対し、更なる資料等の提出を求めることができるものとする。

(3) 警察が自ら通知する場合

暴力団対策主管課長等は、3(1)による照会以外で、ストックヤード運営事業者が2の排除対象者に該当する事実を確認した場合は、当該事業者が所在する区域を管轄する建設産業担当課長に対し、速やかに文書（別記様式第3号）により通知

し、必要な措置を執ることを求めるものとする。

(4) 当該登録申請者等への通知

暴力団対策主管課長等から排除対象者に該当する事由があるとの回答・通知が行われた場合には、建設産業担当課長は、当該登録申請者等に対し、その理由を付した登録拒否通知の発出その他必要な措置を執るものとする。

4 照会等に関する留意事項

(1) 暴力団対策主管課長等と建設産業担当課長との間の文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手渡しで行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手渡しにより難しいと認められる特段の事情があるときは、両者の間で協議の上、書留郵便による送付をもって行うことができるものとする。

(2) 別記様式第1号から第3号までについては、所定の事項が記載されていれば、適宜変更して用いても差し支えない。

5 情報管理の徹底

暴力団対策主管課長等と建設産業担当課長は、本合意書に基づく照会等その他両者間で行われる情報交換に係る情報については、照会等手続の目的以外に利用しないものとし、紛失及び漏えいの防止その他情報管理に万全を期すものとする。

6 連携の強化

暴力団対策主管課長等と建設産業担当課長は、照会の手続に関して、相互に協力し、緊密な連携の下、ストックヤード運営事業からの暴力団排除対策を推進するものとする。

7 保護対策

暴力団対策主管課長等は、暴力団員等によるストックヤード運営事業への不当介入事案があった場合、積極的に事件化を検討するとともに、必要に応じて、建設産業担当課の職員等関係者に対する保護対策を適切に実施するものとする。

8 その他

本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、警察庁及び国土交通省において、その都度協議の上、決定するものとする。

以上

別記様式、別記様式別添は省略